

●香川県告示第314号

昭和45年香川県告示第1268号（海岸保全区域の指定）で指定した高松港生島地区海岸の海岸保全区域の一部を廃止する。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	高松港	生島	<p>1 廃止の場所 高松市神在川窪町619番地の8から、高松市神在川窪町620番地の1まで</p> <p>2 廃止の区域 昭和45年11月21日付け香川県告示第1268号で指定した生島地区海岸の内、基点19-2から基点23までを順次結んだ線、補助点19-2から補助点23までを順次結んだ線、基点19-2と補助点19-2を結んだ線及び、補助点23と基点23を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）</p> <p>基準点 三等三角点串ノ山北緯34度21分40秒、東経133度58分32秒</p> <p>基点19-2 基準点から335度24分39秒、855.5メートル、高松市神在川窪町619番地の8の19-2号表示杭</p> <p>基点20 基点19-2から46度06分、104メートル、高松市神在川窪町619番地の5の20号表示杭</p> <p>基点21 基点20から332度42分、52メートル、高松市神在川窪町619番地の5地先の21号表示杭</p> <p>基点22 基点21から47度42分、129メートル、高松市神在川窪町619番地の1の22号表示杭</p> <p>基点23 基点22から22度30分、236メートル、高松市神在川窪町620番地の1地先の23号表示杭</p> <p>補助点19-2 基点19-2から316度00分、50メートルの点</p> <p>補助点20 基点20から287度30分、58メートルの点</p> <p>補助点21 基点21から279度30分、51メートルの点</p> <p>補助点22 基点22から306度30分、42メートルの点</p> <p>補助点23 基点23から292度30分、40メートルの点</p>